

平成26年8月20日

赤磐市長 友 實 武 則 様

赤磐市上下水道事業審議会  
会 長 佐 藤 豊 信

下水道事業の運営について（答申）

平成25年12月17日付赤上下水第469号で諮問された「下水道事業の運営について」次のとおり答申します。

なお、下水道使用料のあり方については、本答申の趣旨を尊重されるとともに、十分検討を行ったうえで判断されるよう要望します。

## 答 申

下水道は、市民が快適で衛生的な生活を営んでいくために、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、本市の目指す美しく快適な居住環境を確保するまちづくりを実現するために必要不可欠な公共施設です。

下水道事業は公共工事の中でも多額の資金と相当の年月を要する先行投資型の事業であり、その財源は、国庫補助金を除くと大部分を地方債による長期借入金に依存する仕組みになっています。最近の国の動向は、下水道エリアの拡大よりも維持管理に重点が置かれ、今後老朽化施設の更新にも経費がかかると予想されます。さらに、市民の節水意識の向上や節水機器の普及、地区によっては人口が減少しているところもあり、有収水量の伸びが鈍化すると考えられます。下水道事業特別会計が負担すべき元利償還金は年々増加の一途をたどり、下水道使用料の伸びが元利償還金の増加に追いつかず、今まで以上に一般会計からの多額の繰り入れに依存することになります。一般会計からの繰出しに依存しながら下水道事業を運営することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる市民とそうでない市民との間に不公平を生じます。

また、市においても合併後10年近くが経過し、合併により上乗せされていた地方交付税の減額を余儀なくされ、それに向けて行財政改革審議会で特別会計への繰出金を減額するよう提言がまとめられ、一般会計の負担を軽減することが求められています。下水道は、道路や公園といった不特定多数の市民が利用できる施設と異なり使用者を特定できる施設であることから、使用者はその受益の程度に応じて使用料を負担することが、市民の公平性からも求められるところです。

このようなことから、下水道の整備を推進し、その維持管理に万全を期するとともに下水道事業特別会計の健全な財政運営を図るため、下記のとおり下水道使用料を改定し、使用者の負担適正化を図るべきと考えます。

なお、消費税の増税により、市民の生活が非常に厳しい状況に置かれている中での改定であることから、市民の理解と協力が得られるよう、下水道接続の推進策を講ずるとともに、さらに一層の経営努力を望むところです。

下水道使用料、農業集落排水施設使用料の改定について

- (1) 使用料算定期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、使用料の対象経費は、維持管理費と元利償還金の一部とします。
- (2) 使用料体系は、従来どおりの基本使用料及び従量使用料体系とします。
- (3) 平均8.8パーセント引上げ、別表の「下水道使用料」表のとおりとします。
- (4) 改定後の使用料は、平成27年4月請求分(3月使用分)から適用するものとします。

別表 下水道使用料・農業集落排水施設使用料

(1使用月につき：消費税抜き(消費税込み))

	現行		改正案	
	基本料	8 m <sup>3</sup> まで	1,000 円 (1,080 円)	8 m <sup>3</sup> まで
超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	8 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	134 円 (144.72 円)	8 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	140 円 (151.2 円)
	30 m <sup>3</sup> を 超えるもの	143 円 (154.44 円)	31 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	160 円 (172.8 円)
			50 m <sup>3</sup> を超え 超えるもの	175 円 (189 円)

付帯意見

- (1) 本市の下水道全体計画について、長期的な視点に立ち見直しをするよう努められたい。また、整備をすすめるにあたっては効率的な整備を進め、経費の節減に努められたい。
- (2) 下水道供用区域内における水洗化の促進に努められたい。
- (3) 使用料の改定にあたっては、下水道事業特別会計の状況、経費負担の原則及び負担の公平の原則等を含めた経営状況をもとに改定の趣旨及び内容の周知を図り、市民の十分な理解が得られるように努められたい。  
また、第4回会議資料の「改定案」を支持する意見があったことなどを考慮し、適正な使用料について、継続的な検討に努められたい。

## 付 属 資 料

- ・ 審 議 経 過
- ・ 委 員 名 簿
- ・ 諮 問 書 (写)
- ・ 審 議 会 条 例

赤磐市上下水道審議会審議経過

	開催年月日	審議の内容
第1回	H25. 12. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赤磐市下水道事業等の概要について               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道の種類</li> <li>② 下水道の整備状況について</li> <li>③ 下水道普及率について</li> <li>④ 水洗化率について</li> <li>⑤ 使用料について</li> </ul> </li> <li>・ 4月の消費税改正に伴う料金・使用料の改定について</li> </ul>
第2回	H26. 3. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料算定作業のフローについて</li> <li>・ 下水道事業の財政状況について</li> <li>・ 下水道使用料の基本的な考え方について               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 根拠法令</li> <li>② 原則（下水道法第20条第2項）</li> <li>③ 使用料算定の考え方</li> <li>④ 使用料改定時期</li> <li>⑤ 消費税</li> <li>⑥ 使用料体系</li> </ul> </li> <li>・ 下水道使用料の適正化について</li> <li>・ 使用料改定に際しての検討事項</li> </ul>
第3回	H26. 6. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回質問事項について</li> <li>・ 下水道使用料改定案について</li> </ul>
第4回	H26. 7. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料改定案について</li> <li>・ 答申案について</li> </ul>
第5回	H26. 8. 20	答申

## 赤磐市上下水道事業審議会委員名簿

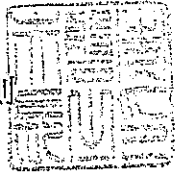
氏名	役職等	備考
鳥越 良光	岡山商科大学大学院特任教授	学識経験者
佐藤 豊信	岡山大学教授	学識経験者
小坂 一夫	赤磐市農業委員会 会長	
杉本 睦子	赤磐市栄養委員会 会長	(委嘱時)
額田 優	赤磐商工会 事務局長	(委嘱時)
實盛 義正	熊山地区民生委員児童委員協議会 副会長	
山本 雅堂	行財政改革審議会委員	
彦阪 勝則	行財政改革審議会委員	
西中 淳	赤磐医師会病院 事務長	
中溝 善久	社会福祉法人広虫荘 荘長	



赤上下水第 469 号  
平成 25 年 12 月 17 日

赤磐市上下水道事業審議会会長 殿

赤磐市長 友 實 武 則



### 下水道事業の運営について（諮問）

下水道施設は、市民生活に欠かせないライフラインの一つであり、河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、美しく快適な居住環境を確保するためにも重要な施設であるため整備が広く市民から求められております。

赤磐市の下水道使用料は平成 17 年 3 月の合併時、旧町の料金体系を再編し、統一して以来改定しないまま現在に至っております。

下水道事業は、地方財政法第 6 条の規定に基づき事業に要する経費は経営に伴う収入をもってあてること、すなわち独立採算制の原則が適用されます。

本市の現状は、依然として整備段階にあり、適正な負担区分をこえた一般会計からの基準外繰入金に頼らざるを得ない状況にあります。厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収することが持続的な健全経営と負担の公平性の確保につながります。合併以来、見直していなかった下水道使用料を再構築する必要があるため赤磐市上下水道事業審議会条例第 2 条の規定により下記のとおり諮問します。

### 記

- 1 下水道使用料、農業集落排水施設使用料の改定について

○赤磐市上下水道事業審議会条例

平成17年3月7日

条例第217号

改正 平成21年6月29日条例第20号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、上下水道事業に係る料金の適正化その他運営について審議するため、赤磐市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 赤磐市の上下水道料金の改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したとき、その職を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)



第8条 審議会の庶務は、建設事業部において行う。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年赤磐市条例第44号)の定めるところにより支給する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月7日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

附 則(平成21年6月29日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。